

第4章 分野別計画

<まちづくりの基本目標 2>

安全で安心して暮らせるまち

<目標達成の姿 「こんなまちになつたらいいな…」>

- きれいな水が流れる川に魚が泳ぎ、川岸に咲く四季折々の花や植物に市民は心を癒されています。
- 住宅の質的な向上が図られ、安全・快適な住宅が供給されています。
- 市民は笑顔で気軽に声をかけ合い、助け合うことで、地域の絆が深まり、災害や犯罪、事故の少ないまちで、安心して暮らしています。
- 災害が発生したら、「お互いさま」の心で、地域の中でできる人が、できることを率先して行っています。

<現状と課題>

- 市民ニーズの多様化・高度化により、高品質な水道水の安定供給、ライフラインとして災害に強い水道の確保、生活排水・雨水の適正処理が求められています。このため、水道水の安定給水と、生活排水の適正処理など、市民の快適な生活環境が確保されるよう、計画的な施設整備と、市民生活重視のサービス提供が求められています。
- 市営住宅は、住宅セーフティネット¹⁹の中核として重要な役割を担っています。鳥栖市の市営住宅の多くは、建設後長期間経過し、予防保全の観点から、計画的な修繕・改修により長寿命化を図っています。しかし、老朽化により長寿命化が困難な市営住宅については、今後、改築・廃止等を含めて検討を進める必要があります。
- また、近年増加傾向にある空き家の適正管理や危険な空き家の除却の促進、使える空き家の利活用等について、施策を検討し、空き家対策を推進していく必要があります。
- 平成26年の鳥栖市における交通事故発生状況は、発生件数855件（前年比-47件）、負傷者数1,129人（前年比-93人）と減少傾向にあるものの、死亡者数は3人（前年比+2人）に増加するなど、特に高齢者等の交通弱者が巻き込まれるケースが増えています。また、犯罪発生では自転車盗、万引き、空き巣、架空請求など市民生活に身近な犯罪が増加しています。このため、鳥栖警察署をはじめ各関係機関・団体と連携を密にした事故や犯罪防止に向けた取組が必要です。
- 近年、鳥栖市では幸いにして大規模な災害は発生していないものの、平成23年に発生した東日本大震災や平成24年の九州北部豪雨、平成26年の広島市の土砂災害以降、改めて災害発生に対応する体制づくりが問われています。また、災害や緊急事態発生時には、地域が主体となった活動により被害を最小限に留めるため、日頃から市民の防災意識の醸成に努め、市民相互の協力体制を構築することが求められています。

¹⁹ セーフティネット：社会保障制度など、市民の安心や生活の安定を支える各種の制度等

<まちづくりの基本目標 2>

安全で安心して暮らせるまち

- 取組① 安全でおいしい水を提供し、きれいな水を川に流します
- 取組② 快適な住環境を提供します
- 取組③ 犯罪のない、安全なまちを目指します
- 取組④ 交通事故のない、安全なまちを目指します
- 取組⑤ 消費者トラブルから市民を守ります
- 取組⑥ 市民の大切な生命と財産を守ります
- 取組⑦ 災害に強いまちを目指します

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 1 安全でおいしい水を提供し、きれいな水を川に流します>

【取組担当課】

管理課、事業課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

水道水の高品質化や安定供給、生活排水の適正処理などにより、暮らしやすさが増し、市民の上下水道サービスへの満足度が向上しています。

【取組の方針】

鳥栖市は、先人の功績により豊富な水資源を有していますが、それは、限りある貴重な資源です。この水資源を有効に利用しながら、市民生活を支えるライフラインとして、高品質の水道水を安定して供給することが求められています。

このため、耐用年数を経過した老朽水道管などの水道施設の計画的な更新・整備などにより、安定供給、災害や事故発生時の対策強化に取り組みます。

また、生活排水の適正処理を継続して行えるよう、下水道施設の長寿命化を図り、災害や事故発生時の対策強化に取り組みます。

さらに、市民満足度を向上させるために経営基盤を強化し、安定性や効率性の高い信頼される上下水道サービスの運営に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・水を汚さないような生活をします。
- ・貴重な水を大切に使います。

事業者の役割

- ・水を汚さない事業活動を行います。

行政の役割

- ・安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ・生活排水の適正処理により、市民生活の満足度を高めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市下水道等整備構想²⁰、鳥栖市水道ビジョン、鳥栖市生活排水処理基本計画

²⁰ 鳥栖市下水道等整備構想：効率的かつ効果的に下水道などの汚水処理施設を整備するためのマスターplan

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
水道水の安定供給を行います	水道施設の更新計画に基づき、老朽化した水道施設を耐震性のある施設へ計画的に更新することで、漏水防止と耐震性の向上を図ります。
水道水の高品質化を図ります	平成 19 年度に策定した鳥栖市水質管理指標の内容を見直し、よりおいしい水を提供するとともに、水質監視、水質検査を実施します。
生活排水の適正処理を行います	生活排水の適正処理を継続的に行えるよう、予防保全的な維持管理を実施するため、長寿命化や耐震化など、下水道施設の強化を図ります。
経営基盤の強化を図ります	水洗化の促進による下水道使用料の収益向上を図り、また事業コスト縮減の具体策を検討し、実行することで事業運営の効率化や財政状況の改善を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
配水管耐震化率	12.3%	19%
新水質管理指標の達成率	86.2%	98%
汚水処理人口普及率	99.6%	100%
水洗化率	90.3%	91.3%

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 2 快適な住環境を提供します>

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、快適で安全安心な住宅で暮らしています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展やライフスタイル、家族構成の変化などにより、市民の住宅や居住環境に対するニーズが多様化しています。

市民のゆとりある住生活を実現するためには、快適な住環境を創出することが重要になっています。

市営住宅の計画的な維持管理及び機能向上のための改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化及び居住性・安全性等の向上を図るとともに、老朽化が著しい市営住宅については、今後、改築・廃止等を含めて検討を進めています。

また、近年増加傾向にある空き家の適正管理や危険な空き家の除却の促進、使える空き家の利活用等について、施策を検討し空き家対策を推進していきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・市営住宅を大切に使います。

事業者の役割

- ・安全でニーズに対応した住宅を提供します。

行政の役割

- ・市営住宅の質的向上を図り、適正な維持管理に努めます。
- ・住宅困窮者への住宅情報の提供、相談体制の充実を図ります。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
良質な住宅の供給に努めます	市営住宅の計画的な修繕・改修により、長寿命化やバリアフリー化を推進します。 また、老朽化により長寿命化が困難な市営住宅については、改築・廃止等を含めて、検討を進めます。
多様な居住ニーズに対応した支援の充実を図ります	市営住宅内に高齢者や障害がある人向け等の特定目的住宅を適切に設定し、配慮が必要な方が入居しやすい環境整備を行います。 また、各住宅管理者等と連携を図り、多様な住宅情報の提供に努めます。
空き家対策を推進します	適切な管理が行われていない空き家等の所有者に対し、指導等を行い周辺の生活環境の保全を図るとともに、危険な空き家等の除却及び使用できる空き家等の利活用を進めます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
市営住宅内手すり設置率	56%	100%

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 3 犯罪のない、安全なまちを目指します>

【取組担当課】

総務課、学校教育課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の防犯に対する意識がより高まり、安全なまちで安心して暮らしています。

【取組の方針】

全国的に犯罪の凶悪化、低年齢化が進むとともに、子どもが巻き込まれる犯罪が多発しています。

このため、市民が防犯に対し関心を持ち、防犯対策に自ら進んで取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現するため、警察や防犯協会等の関係機関や地域との連携により防犯意識の啓発を図り、防犯活動や防犯灯の設置についての支援を図ります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・防犯に対する意識を持ち、自らできる防犯対策に取り組みます。
- ・地域が取り組む防犯活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・防犯に対する意識を持ち、自らできる防犯対策に取り組みます。
- ・地域が取り組む防犯活動に積極的に参加します。

行政の役割

- ・防犯灯等の設置を支援します。
- ・市民や地域の自主的な防犯の取組を支援します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
市民の防犯意識の高揚に努めます	日常生活の中でできる防犯への取組、防犯対策等について、ホームページ、広報紙等を通じて発信することで、防犯意識の高揚に努めます。
地域防犯体制の充実を図ります	子どもの安全を見守る活動など、地域で自主的に取り組む防犯活動に対して支援を行います。
防犯対策の充実を図ります	地域における安全な環境を創出するため、防犯協会に対し、防犯灯設置等の支援を行います。また、子どもの下校時の安全確保のため、防犯パトロールを実施します。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
防犯灯設置数（防犯協会）	3,533 基	3,800 基
子ども110番の家	657軒	730軒

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 4 交通事故のない、安全なまちを目指します>

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が高い交通安全意識を持ち、交通安全施設が整備・充実されることで、交通安全が確保されています。

【取組の方針】

鳥栖市は、国道や高速道路が交差する九州における陸上交通の要衝であり、幹線道路の交通量も多く、慢性的な渋滞や交通事故が多発しています。

平成26年の鳥栖市における交通事故発生状況は、発生件数855件（前年比-47件）、負傷者数1,129人（前年比-93人）、死者数3人（前年比+2人）でした。

全国の交通事故による死者数は、4,113人で、前年と比較して260人下回っています。また、平成26年の県内の交通事故発生状況は、発生件数・負傷者数は前年を下回りましたが、死者数は前年を上回り、依然として多い状況です。

このため、幼児、児童及び高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、事故を未然に防ぐための交通安全意識啓発を行うとともに、通学路の合同点検などを行い、事故の危険性が高い箇所の早期発見に努め、安全に通行できる歩道やカーブミラー等の交通安全施設の計画的整備を地域の実情に応じて行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・交通安全に対する意識を持ち、自ら取り組める交通安全対策を実践します。
- ・地域が取り組む交通安全活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- ・交通安全に対する意識を持ち、市民が取り組む交通安全活動への支援・協力に努めます。

行政の役割

- ・交通安全施設の整備・充実に努めます。
- ・交通安全に関する情報を的確に市民に提供します。
- ・市民や地域の自主的な交通安全の取組を推進します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
交通安全啓発・教育を進めます	幼児・児童及び高齢者を対象とした交通安全教室の開催や交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
交通安全施設の整備・充実を図ります	運転者及び歩行者が安全に通行できるよう、地域の要望や緊急性・効果等を踏まえながら、必要に応じてカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を行います。
事故危険箇所の解消を図ります	事故の危険性が高い箇所については、地域と一体となって事故危険箇所を検証し、関係機関と連携を図りながら必要な対策を緊急性に応じて行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
交通事故発生件数	855 件	810 件

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安心して暮らせるまち>

<取組 5 消費者トラブルから市民を守ります>

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が消費生活に関する知識を深め、架空請求や悪質な訪問販売等の消費トラブルに巻き込まれることなく、安心して暮らしています。

【取組の方針】

情報社会や高齢化社会の進展により携帯電話やインターネットに関するトラブル、高齢者を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費者問題が発生しています。

消費者問題に関する相談件数は年々増加傾向にあり、鳥栖市でも消費生活センター²¹が中心となり、消費生活相談、消費生活出前講座、広報活動（消費生活ニュースの発行）を行っています。

市民が巧妙化、悪質化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、発生事例や対応方法等に関する情報発信の強化を図るとともに、消費者被害にあった場合、適切な対応ができるよう、相談窓口の充実を図ります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・消費生活に関する知識を深め、架空請求や悪徳商法等の被害を未然に防ぎます。
- ・地域が連携して消費者トラブル情報を共有し、被害防止のための活動に取り組みます。

事業者の役割

- ・消費者に対して、適切な商品・サービスを提供します。

行政の役割

- ・消費生活問題に関する情報を的確に市民に提供します。
- ・消費者被害救済のための相談窓口の充実を図るとともに、消費生活メイト²²を活用し、地域、特に高齢者の消費トラブルを防ぎます。

21 消費生活センター：市民の暮らしの安定と向上のために、消費生活相談業務等に関する業務を行っている機関

22 消費生活メイト：地域の消費者のリーダーとして消費生活センターとのパイプ役、地域での見守り活動や消費生活に関する啓発活動を行うボランティア

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
消費生活に関する情報提供の充実を図ります	消費生活に関する出前講座の開催、ホームページや広報紙による情報提供の充実を図ります。また、消費生活に関する情報を地域に発信し、消費生活メイトと連携し、消費者トラブルを未然に防止することに努めます。
相談窓口の充実を図ります	消費者の相談内容が複雑かつ多様化してきているため、県消費生活センター等と連携して、消費生活に関する情報収集や消費生活相談員の能力向上を図り、相談に対して迅速かつ適切な対応が行えるよう、相談窓口の充実を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
振り込め詐欺等発生件数	4 件	0 件

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 6 市民の大切な生命と財産を守ります>

【取組担当課】

総務課、健康増進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民及び事業者の生命と財産を守るために迅速・的確な消防体制が充実しています。

【取組の方針】

鳥栖市の消防体制は、鳥栖市、基山町、みやき町及び上峰町の1市3町からなる広域消防体制をとっています。

平成26年の鳥栖・三養基地区管内の火災発生件数は42件で、8.6日に1回の割合で発生しています。

火災を未然に防ぐため、市民の防火思想の普及・啓発に加え、消防団の機能強化、消火栓の整備など、地域における火災予防体制の整備を行います。

また、救命の強化を図るため、AED²³を設置している公共施設等を周知し、維持管理に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・消火訓練や避難訓練、救命講習会等への参加を通じ、火災予防や救急救助について理解します。
- ・火災発生時には、状況を速やかに通報するとともに、地域で助け合い、被害の拡大を防ぎます。

事業者の役割

- ・法令に基づき、施設の防火点検、危険物の適正な管理を行います。

行政の役割

- ・市民や地域の自主的な防災の取組を支援します。
- ・消火栓など、身近な消防設備の整備・充実を図ります。
- ・救急救助体制を充実させるため、AEDを設置している公共施設等を周知し、維持管理を行います。

23 AED：自動体外式除細動器。心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動が起った時に、心臓に電気ショックを与えることにより正常な状態に戻す機器のこと

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
防火体制の強化・充実を図ります	火災発生時に迅速かつ的確な対応を行えるよう、消防車両の更新や装備品の充実、消防水利施設の増設など、消防署と消防団とが中心となった消防体制の一層の連携強化を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
消防水利施設 (消火栓)の設置数	982 箇所	1,015 箇所

第4章 分野別計画

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 7 災害に強いまちを目指します>

【取組担当課】

総務課、建設課、事業課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の防災に対する意識が高く、災害に対する備えができています。

【取組の方針】

平成23年の東日本大震災、平成24年の九州北部豪雨、平成26年の広島市の土砂災害など、大規模な災害が発生しています。今後も地震や局地的なゲリラ豪雨²⁴による市街地の浸水や山間部の土砂災害などが起こる可能性があり、これらの災害から市民の生命や財産を守るために地域防災計画などに基づいた防災体制の充実、防災関係機関との連携を図ります。

また、被害を最小限にとどめるために、市民に日頃からの備えの大切さを啓発し、地域で助け合う自主防災組織²⁵の育成や活動を支援します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・災害情報の収集方法や避難場所の確認など、日頃から災害に対する準備を行います。

事業者の役割

- ・防災訓練等に参加し、災害発生時には、地域での救助・救援活動など、地域で助け合います。

行政の役割

- ・市民や地域の自主的な防災活動への支援を行います。
- ・災害発生時には、避難路や災害情報を市民に分かりやすく、迅速に伝え、市民が安全に避難できるよう支援します。
- ・消防や警察等の関係機関と連携した体制づくりに努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市地域防災計画

24 ゲリラ豪雨：短時間に狭い地域に大量に降る雨のこと

25 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う任意団体

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
防災体制の充実を図ります	鳥栖市地域防災計画等に基づき、消防、警察、国、県等の関係機関との連携・協力の下、総合的な防災体制の充実を図ります。
防災情報を発信します	災害発生のおそれや災害発生時に、災害緊急情報を迅速かつ的確に伝達できるような情報伝達体制の充実を図ります。
地域防災力の充実を図ります	自主防災組織を結成し、住民相互の協力体制を整え、地域が主体となった身近な防災体制の充実を図ります。
雨水対策を進めます	ゲリラ豪雨による浸水被害が発生していることから、浸水被害のおそれのある箇所の河川及び排水路整備を行います。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
自主防災訓練回数	14 回／年	24 回／年